

質問第一七七号

学校等における放射線量の測定方法等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年六月二日

上野通子

参議院議長 西岡武夫殿

学校等における放射線量の測定方法等に関する質問主意書

政府は、福島県内の学校等における子どもたちの年間被ばく量を一ミリシーベルト以下に抑える目標を示した。これに関連して、以下のとおり質問する。

一 政府は、学校施設の利用基準を「年間被ばく量二十ミリシーベルト以下」に設定した際に、校庭等の空間線量率を測定する際の高さの目安として、保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校は五十センチメートル、中学校は一メートルを示した。学校等における放射線量の測定場所は、今後もこれだけで十分だと考えるのか、政府の見解を示されたい。

二 校庭の空間線量率は、グラウンド中心部や樹木の陰、砂場、建物の近くなど場所によって大きく異なるが、その測定方法については政府が高さの目安しか示していないため、学校関係者に混乱を生じさせている。空間線量率を測定すべき場所を増やしたり、数か所測定して最高値を報告させるなど、測定のためのマニュアルを作成する考えはないか、政府の見解を示されたい。

三 政府は、福島県内の学校等における子どもたちの年間被ばく量を一ミリシーベルト以下に抑える目標を示したが、校庭の土壌処理費用の助成以外に年間被ばく量を低減する方策をいまだ示していない。校舎や

関連施設の除染など、さらなる方策を検討すべきだと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。